都留市クーリングシェルターの指定に関する要綱

(目的)

第1条　この要綱は、気候変動適応法(平成30年法律第50号。以下「法」という。)第21条の規定に基づく指定暑熱避難施設(以下「クーリングシェルター」という。)の指定について必要な事項を定め、熱中症による健康被害の発生を防止することを目的とする。

(指定の要件)

第2条　クーリングシェルターの指定を受けることができる施設は、法第21条1項によるものとする。

(運用期間)

第3条　クーリングシェルターの運用期間は、国の定める熱中症警戒情報の運用期間とする。

(指定の申請)

第4条　クーリングシェルターの指定を受けようとする施設の管理者は、都留市クーリングシェルター指定申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(協定)

第5条　市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該施設をクーリングシェルターとして指定するものとする。

2　市長は、前項の指定をしたときは、法第21条第3項の規定により作成した気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定書(様式第2号)により協定を締結するものとする。

(指定の解除申請)

第6条　前条第1項の規定による指定を受けた施設の管理者は、指定を受けた施設を解除しようとする場合は、都留市クーリングシェルター指定解除申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(指定の取消し)

第7条　市長は、前条並びに法第22条第1項及び第2項の規定により、第5条第1項の規定による指定を取り消したときは、指定の取り消しを受けた施設の管理者に対して、都留市クーリングシェルター指定取消通知書(様式第4号)を通知するものとする。

(補則)

第8条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和6年8月2日から施行する。